

越前市男女共同参画推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市男女共同参画推進条例施行規則（平成17年越前市規則第123号）第3条第1項の規定により設置する越前市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 越前市男女共同参画推進条例（平成17年越前市条例第134号）第3条の基本理念に賛同し、男女共同参画に関する知識を有する者又は男女共同参画社会の形成に意欲のある者
- (2) 地域の実情に精通し積極的に地域において活動している者又は活動しようとしている者
- (3) 事業所における男女共同参画の推進を担うため、関係団体等の推薦により選出された者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱した日からその日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の活動)

第4条 委員は、越前市男女共同参画プランに基づく施策を、市民に浸透させるための活動を行う。

2 前項の活動を例示すると、次のとおりである。

- (1) 市などが主催する男女共同参画推進事業に参加と協力をすること。
- (2) 地域、事業所等の男女共同参画推進事業を、関係団体等と連携協働して計画実施をすること。
- (3) 地域、事業所等へ男女共同参画の推進に関する情報を提供すること。
- (4) 地域、事業所等から男女共同参画に関する意見等を収集すること。

(推進会議の役員)

第5条 推進会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議の開催)

第 6 条 推進会議の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときはその職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、市民自治推進課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(任期)

2 第 3 条の規定にかかわらず、平成 1 7 年度に委嘱した委員については、その任期を委嘱した日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(任期)

2 第 3 条の規定にかかわらず、平成 1 9 年度に委嘱した委員については、その任期を委嘱した日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。